

平成 27 年 5 月 15 日
大王製紙株式会社
コード番号：[3880]

中国における並行輸入訴訟で並行輸入品の廃棄と輸入販売差止め

～G00.N (グ～ン) 並行輸入品の廃棄が完了～

大王製紙株式会社は、大王（南通）生活用品有限公司^{注)}と共に、平成 27 年 2 月、中国浙江省寧波市の並行輸入業者(以下「A社」)に対して、当社の知的財産権を侵害するとして、同社が並行輸入した当社のベビー用紙おむつ「G00.N(グ～ン)」の廃棄・没収、販売行為の差止め等を求める民事訴訟を寧波市中級人民法院に提起しました。A社より和解の申し入れがあり、本年 4 月 24 日、裁判官立会いのもと、以下内容を骨子とする和解が成立しました。

- ① A社は、すべての在庫品(「G00.N」商標が附された商品)を廃棄する。
- ② A社は、「G00.N」商標が附された商品の輸入販売行為を停止し、且つ第三者に海外から輸入してきた当該商品の中間在庫サービスを提供しない。
- ③ A社は、今後大王製紙の許諾なしに、「G00.N」商標が附された商品を販売しないことを保証する。

そして、本年 4 月 28 日、大王（南通）生活用品有限公司立会いのもと、A社が保管していた全ての G00.N 並行輸入品の廃棄が完了しました。

中国においては、当社「G00.N」の並行輸入品の保管状況が悪くて紙おむつが吸湿してしまい本来の尿吸収性能が発揮できなかつたり、リパックされた並行輸入品のパッケージが破損して衛生面で問題あるとして税関で廃棄されたりしたなどの事例がありました。当社は、海外において「G00.N」の並行輸入品により前述のような問題が生じているため、パッケージに「日本国内限定販売品(FOR SALE IN JAPAN ONLY)」と記載し、当社国内代理店とは「G00.N」の販売地域を日本国内に限定する」旨の契約書を締結するなどして、「G00.N」を海外に流出させないようにし、海外においても必要に応じて訴訟による並行輸入品の排除を行ってきました。

(【参考： <http://www.daio-paper.co.jp/news/2014/pdf/n260724.pdf>】)

今後とも、当社品の海外での並行輸入行為や日本からの並行輸出行為、及び模倣品等による当社知的財産権の侵害や不法行為に対しては、毅然とした姿勢で対処していくと共に、国内外の全てのお客様に安心して当社品をご使用して頂けるよう取組んで参ります。

以 上

注) 大王（南通）生活用品有限公司について

大王（南通）生活用品有限公司は、平成 24 年 12 月に当社の中国における 100%出資の製造・販売子会社として設立され、当社の中国における「G00.N」商標権について排他的使用権を有しています。